

平成20年6月26日

於 教育委員会室

平成20年6月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成20年6月大和市教育委員会定例会

平成20年6月26日(木曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理者	田村	繁
2番	委員	長谷川	愛子
3番	教育長	山根	英昭
4番	委員	奥原	美帆
5番	委員	鈴木	健次

事務局出席者

教育総務部長	山口	進	総務課長	井上	純一
学校教育課長	大澤	一郎	保健給食課長	浜田	和博
指導室長	中村	敦	教育研究所長	伊藤	恵子
生涯学習部長	熊谷	薫	社会教育課長	堀内	一雄
スポーツ課長	林	武人	生涯学習センター館長	小方	明
青少年センター館長書記	阿部	通雄	図書館長	伊東	美紀子

総務課庶務調整担当 池田直人
課長補佐

日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第1(議案第37号) 大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第2(議案第38号) 平成21年度使用小学校教科用図書採択方針について
 - 日程第3(議案第39号) 平成21年度使用小学校教科用図書採択検討委員の委嘱について
 - 日程第4(議案第40号) 平成21年度使用中学校教科用図書の採択について
- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

鈴木委員長 それでは、時間になりましたので、教育委員会6月定例会を開会します。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は議事についての可否を表明し、審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。

それでは、ただいまから教育委員会6月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は4番の奥原委員、1番の田村委員にお願いいたします。

それでは、教育長に報告をお願いいたします。

山根委員長 文部科学省が、6月13日に、小・中学校の学習指導要領の改訂に伴う21年度からの移行措置に関する省令あるいは告示を、官報に公示いたしました。このことによりまして、小学校は、平成23年度から、中学校は、平成24年度からの全面実施に向けて、無理のないように本格実施に入るよう進行していくこととなります。

それでは、5月22日以降につきまして、ご報告いたします。

2番目、市のPTA連絡協議会総会ですが、あいさつさせていただいた中で、本年特に力を入れて取り組もうとしている「いじめ、不登校対策」につきまして、ご理解とご協力をいただくよう、お話ししました。

また、子育て支援についても、お話をさせていただきました。

3番目、生涯学習推進協議会ですが、10名の方に委嘱をいたしました。そして、第3次生涯学習計画の効果的な推進のための提言を依頼いたしました。

4番目、県・市町村教育委員会教育長会議ですが、これは今年度初めてということもあり、しかも人事異動で、県の教育長が、かわられていますので、時間をとっての紹介等があった後、免許更新制などについての話し合いを行いました。

5番目、小・中学校の運動会ですが、5月30日に予定されていたものが雨で1日になりまして、5校に行ってきました。PTAや「親父の

会」の方たちが本当に頑張っておられて、学校も随分喜んでおりました。そしてマナーのよさでしょうか、子どもたちが、はつらつと頑張っている様子を、久しぶりに拝見いたしました。

最後の、水と緑の環境保護ポスターですが、これは泉の森周辺の3つの小学校を対象にしたもので、30名の子どもたちが賞を受けました。

また、単にポスターの表彰だけではなく、当日の朝からごみを拾ったり、看板をつけたり、そして昼食を食べたりということを含んだ表彰式ということで、なかなか興味深い企画だと思いました。

大和市議会第2回定例会が、6月2日から最終日24日まで行われまして、文教市民経済常任委員会が6月5日に行われましたが、補正予算で、青少年相談室が所管するスクールソーシャルワーカーの活用事業、県の委託を受けました事業ですが、これが認められたということでございます。

後援名義の使用承認についての陳情が出されまして、これは、「九条の会」の主催の事業に対する後援名義でしたが、政治色が強いのではないかというものでした。そうとは考えられないということで、不採択になっております。

一般質問ですが、24名の議員の方が質問されました。そのうち15名の方が、教育委員会関係の質問をされまして、16問ほどございました。要点を絞りまして、概要を申し上げたいと思います。まず、「子どもたちのインターネットの利用について」というご質問でございます。

インターネット白書2007では、インターネットの世帯浸透率が83.3%、日常生活に欠くことのできない環境になりつつあるということでございます。実際、活用次第では、有益な情報源となるわけですが、情報化の影の部分が悪影響を与えることも否定できない事実であるということで、子どもたちにも、情報モラルの育成も含めた正しい情報活用能力の育成が、継続的に必要であると、考えております。

次に、インターネットの利用についてですが、学校においては、「調べ学習」の有効な手段として活用されています。総合的な学習、社会科、理科などの教科等で活用されているわけですが、活用の際に有害情

報に対してどうしているのかというご質問です。

大和市の場合は、平成14年度、校内ネットワークを整備し、その当初からフィルタリングサーバーを設置し、有害情報はもちろん、掲示板やチャットなどのサイトにも、学校内からのアクセスができないようになっていくというところでございます。

それから、「情報モラルを育成するための学校における取り組みについて」の質問がありました。

教育研究所が主催する教職員を対象にした研修講座で、情報モラルをテーマにした事業研究や研究協議を実施しております。情報教育担当者は必須で出席するわけですが、自分の学校ではどのような取り組みが可能かを協議し、学校での指導に生かしております。また、情報モラル実践事例集を全教職員に配布し、各学校ではこの事例集を参考に取り組みを進めています。

次に、「いじめ」に関するご質問がありました。まさに今年度取り組みようとしていることについてですが、いじめを防止していくためには、児童・生徒や教職員、さらには保護者や地域の一人一人がいじめを「しない、させない、許さない」という強い意識を持って、いじめをなくすための行動を起こしていくことが重要であると考えております。それに加えて、子どもたちが、主体的に考え行動できるように、児童会や生徒会が中心になった活動を支え、それを市内に広め、多くの小・中学校で共有することが必要であると考えております。

そのために、「(仮称)いじめ防止フォーラム」を、10月18日土曜日に開催し、児童・生徒の自校の取り組みを発表し、市内小・中学校と市民の共有する場として予定をしております。

また、現在いじめ対策研究部会において、保護者向けのいじめ対策のリーフレットを作成中です。これは、子どもの変化を家庭で気づくためのポイントや、保護者がいじめを発見したとき、その解決に向けてどのような手順を進めていけばよいか等を示すものであります。

また昨年度、きずなづくり推進事業研修会において、豊かな人間関係づくりプログラムの指導方法を研修いたしました。これは、子どもたち

が、学級の中でよりよい人間関係をつくるためのものです。また、昨年立ち上げたいじめ対策研究部会では、教職員向けのいじめ対策のリーフレットを作成しました。これは早期発見、早期対応や学校内や外部機関との連携など、解決に向けた手順を示したりしております。

次に、「学習指導要領」に係るご質問をいただいております。学習指導要領には、学校教育法施行規則に基づき、各教科の目標や学習内容の詳細が示されております。したがって、そこで示されている目的をいかに実現していくかが、学校教育の中で求められることとなります。

改訂による授業時間数については、小学校1、2年生では年間70時間増、3年生から6年生までは年間35時間増、そして中学校では各学年35時間増となります。現在、文部科学省は、学習指導要領改訂に伴う授業増への対応、特に授業が増える教科での少人数指導への対応、小学校外国語活動などへの対応をかんがみ、平成20年度から4年間で教職員を2万5,000人程度増やす計画を立てております。今後の国の動向を見守っていきます。

「小学校の学習指導要領における外国語活動の移行について」という質問ですが、文部科学省の移行措置案を受けて、本市においても平成23年度完全実施に向けて、平成21年度より段階を踏んで外国語活動を導入する予定であります。新学習指導要領においては、指導の主体は教師であるが、ネイティブな指導者とのチーム・ティーチングが望ましいとあります。現在本市では、国際教育の一環として英語活動を行っており、1年生から6年生を対象に各校年間15回程度、外国語活動指導助手を派遣しております。今後さらに派遣回数を増やし、充実した指導体制をとっていく予定にいたしております。

「中学校の学習指導要領の重点について」ですが、文部科学省から出された中学校学習指導要領の改正に関する通知には、主な改善事項として、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実が示されており、この6点が改訂の重点になると認識をいたしております。

次に、「学校給食」に関するご質問をいただいております。

最近の原材料費の高騰による物価の上昇は、食材料でも顕著に見られ、特に調味料、乾物、小麦粉製品、油脂類、乳製品、灯油について、上昇傾向が続いております。このようなことから、給食の食材については、物資の購入を検討する物資選定委員会において、低価格で安全な食材を選定するとともに、献立面においては工夫を行っております。

「給食費の徴収状況と、給食費の改定について」は、平成19年度実績における給食費の徴収率は99.20%、滞納人数は393人、平成18年度実績は徴収率99.20%で、昨年度と本年度はほぼ同数の徴収状況となっております。給食費の改定につきましては、物資選定委員会において完全な給食の提供ができる低価格な食材の選定と献立の工夫をしておりますが、今後とも食材費等の価格の上昇が続くようであれば、改定についても考えざるを得ないと考えております。

「給食費の集金方法について」の質問ですが、集金方法については、手集めによる集金と口座振替による集金の2通りがございます。平成20年5月現在、手集めによる集金方法をとっている学校が、小学校4校、中学校4校で、口座振替による集金方法をとっている学校が、小学校15校、中学校5校となっております。そこで、平成19年度のそれぞれの徴収率ですが、口座振替での徴収率は99.15%、手集めによる徴収率は99.34%、手集めによる徴収のほうが若干上回っているということがございます。

また、「食物アレルギー等」に関するご質問をいただいております。有病率の実態が、ご質問の中にありまして、それにつきましては、平成20年5月1日現在、全小・中学校の児童・生徒数1万7,588人中、アレルギー疾患患者数3,423人、割合は19.4%。食物アレルギー疾患患者数は353人、2.0%となっております。

学校現場においての対応については、例年年度の初めに保健調査票を児童・生徒に配付し、健康の実態を調査しております。アレルギー疾患につきましても、保健調査票に記入された内容を担任、養護教諭が確認し、必要に応じて保護者と連絡をとり、詳細を把握するなどの個別の対応をとっております。

宿泊を伴う行事については、事前に健康に関する調査を行い、アレルギー疾患を含む注意事項の確認や薬の服用等の調査、緊急時の対応方法、保護者との連絡手段の確認等を行っております。

次に、「学校現場での学校給食での対応」ですが、学校給食の提供につきましては、保護者と学校で子供の症状や緊急時の対応について、十分な話し合いを行います。その後、事前に毎月の献立表と、献立の詳細がわかる一覧表をチェックし、保護者へ渡しております。その献立表のもと保護者が確認し、給食が全く食べられないときは、弁当を持参させております。また、給食の一部に食べられないおかずがある場合は、そのおかずにかわるものを一部家庭から持参し、本人が除去可能なものについては除去して食べております。このように、児童・生徒や保護者の理解のもと、学校給食の提供をいたしております。

ほかに、給食に関しましては、「はしなどの食器具及び食器の整備」という質問をいただいております。大和市においては、平成18年度から一部の小学校ではしの試行を行い、この間、各学校でははしの使い方やはしの材質、長さの検討、洗浄状況などの検証をしてきており、できるだけ早い導入に向けた検討を行っていきたいと考えております。

それから、食器につきましては、アルマイト食器以外の合成樹脂食器や樹脂食器等についての使用や効果について検討を行ってまいりました。その後、新しい材質のバイオマス食器が開発されるなど、食器を取り巻く状況が大きく変わり、軽く、着色しにくく、傷つきにくく、また環境ホルモンに影響がないとする食器もできていることから、今後切り替え時期も含め、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正」に関する質問をいただいております。

これにつきましては、教育委員会活動の点検及び評価制度の新設、あるいは教育委員会規則の制定及び改廃など、教育委員会がみずから執行しなければならない事項の明確化について、新たに明文化されました。体制の充実としては指導主任の配置、あるいは教育委員会委員への保護者の選任の義務化などの明文化も主な内容となっております。

点検及び評価制度については、教育委員会みずからが行い、決定する自己点検評価であります。点検評価の方法、結果に対しましては、学識経験者から意見をいただき、客観性を確保することとなっております。市議会に報告する時期につきましては、国の指導では平成20年度中に市議会に報告し、公表することとされておりますことから、今年度中に報告する予定であります。

続きまして、「特別支援教育について」というご質問ですが、特別支援学級の児童・生徒数の市内の推移ですが、平成10年度の在籍者数、小・中学校合わせて112人、15年度は172人、20年度が267人となっております。市内の通常の学級における支援を必要とする児童・生徒数の全小・中学校の児童・生徒数に対する割合は、平成17年度は2.2%、18年度は2.8%、19年度3.6%、これも同じく増加傾向となっております。

大和市としましては、特別支援学級に対して特別支援教育ヘルパーを平成4年度から派遣をいたしております。通常の学級に対しては、平成16年度より子供たちの学習支援を中心に行う特別支援教育スクールアシスタント派遣事業を展開しておりまして、今年度は市内小・中学校28校に1名ずつのスクールアシスタントを配置できる体制が整い、大変効果を上げております。

また、市内の特別支援学級在籍児童・生徒数の増加に対応するために、大和市に県立養護学校を設置するよう、引き続き県に働きかけを行っていきたいと考えております。

「臨時的任用教員、あるいは非常勤講師の身分保障等について」質問がありました。県の任用条件によれば、臨時的任用教員は60歳まで、主に欠員補充、産休代替で、原則2カ月以上1年以内の任用となっております。非常勤講師は65歳までで、療休代替などで、原則2週間以上2カ月単位の任用となっております。教育委員会では、欠員補充の臨時的任用教員にかわる正規職員の配置や臨時的任用教員、非常勤講師の身分保障等の改善について、神奈川県市町村教育長連合会等を通じて県に要望をしております。

「スポーツセンターの利用時間帯区分の見直しについて」の質問がありました。現在の体育室の利用区分は、午前9時から正午、午後1時から5時、午後6時から9時という3区分になっております。それぞれのその間に1時間の準備時間を設けているというのが現状です。ところが、近隣の体育施設などでは、利用者がその準備時間を含めた範囲の中で利用しているという施設もありまして、この準備時間をなくして利用区分を午前9時から正午、正午から午後3時、午後3時から午後6時、6時から午後9時と、4区分とするということは、市民の利用の機会がふえ、サービスの向上が図れる有効な手段の一つと考え、今後利用者からの意見聴取や指定管理者との調整などの課題を解決し、できるだけ早い時期に実施できるよう、検討していきたいと考えております。3区分を4区分に検討していくということです。

「子どもの体力低下について」の質問がありました。平成18年度の神奈川県児童・生徒の体力、運動能力調査結果によりますと、神奈川県の子どもたちの体力や運動能力の平均値は、すべての種目において全国平均を統計上で下回っております。

「学校開放の現状について」ということで、質問をいただいております。

校庭使用については、平日は授業で使用することが優先され、放課後は、下校時刻まで当該校に在籍する児童が使用いたしております。学校開放事業は、学校体育施設の有効的利用を推進し、社会体育の振興を図ることを目的に、学校教育に支障のない範囲において学校体育施設の校庭、体育館、プールなどを市民に公開をしているものであります。平日の放課後に使用できる時間帯は、地域の状況や季節によって学校ごとに決められておりますが、本市においては子供たちの安全・安心を第一に考えまして、暗くなる前に子供が帰宅できるように使用時間を設定しております。平日の校庭の利用については、その学校に通う児童が利用できるように考えることが基本ですが、学校で決められた時間内に限り、危険な遊び以外は自由に使えるようになっております。現在、学校開放事業において、利用時間、利用者など、ある程度の制限をさせていただ

いております。これはできるだけ多くの市民の方々が利用できるように、また学校施設の近隣住宅への騒音問題や利用者の安全面などから、一定の制限が必要との判断から設定しているものであります。

鈴木 教育長の報告が終わりました。

委員長 多岐にわたっておりますが、ただいまの報告について、質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

田村委員。

田村 質問と意見です。

委員 1点目は給食の問題ですが、徴収率99.34%、ほとんど徴収できているように思えますが、実際は350名程度未納があり、平成18年度と19年度は、徴収率ではほとんど変わらないということですが、未納についての18年度の措置、19年度の措置はどのようになっているのでしょうか。

それから、物価が値上りしている昨今ですので、これは教育長からお話しありましたが、質を落とさず、提供していくことが難しい問題と思いますので、その辺をどのように検討されているのかということも、お伺いします。

それからもう一つは、アレルギーの問題で、さまざまなアレルギーを持つ子について、横浜市等はそのことを十分考慮して、個人個人に合った食品を出していると、聞いています。また、信仰によって、この肉は食べても良いが、この肉は悪い、そういうところも事前に調べて、給食を出しているということです。このことについては、大和市はどのようになっているのでしょうか。給食に関しては以上です。

2点目は、学習指導要領についてです。平成21年、22年が移行措置期間ですが、文部広報にも出ておりましたが、教育長がおっしゃったように時間数の増、それから新しく入ってくる英語、平成23年度から小学校における開始ですが、移行措置の2年間でむしろ先取りして、学校によっては移行措置を1年ぐらいで行う地区もあると聞いております。このことについて、指導室としてはどのように考えているのか、質問させていただきます。

鈴木 委員長 それではまず、給食の方からお願いします。
 浜田保健給食課長。

浜田 保健給食課長 まず、給食費の関係ですが、平成18年度の対応、19年度の対応の問題と、原油高が続いている中で給食費の問題、これらとアレルギーなどにつきまして、お答えします。

 まず、給食費の未納問題ですが、全国的な問題でもあり、17年度においては、全国総額22億円の滞納という社会状況になったという経過を踏まえまして、重要な問題として認識してございます。18年度につきましては、学校に対しまして、督促手法のマニュアルを作成し、督促の方法など、学校間での統一を図りました。平成19年の4月から実施しております。

 さらに、就学援助費の中に学校給食費分がありますので、未納である場合に充当できるように学校長へ直接受領委任をするという申請方法に変更しました。今年度につきましては、学校と協議をして内容的にもう少し踏み込んだ対策等を検討しています。

 食材等の高騰に関してですが、先ほど一般質問の中での教育長のお話があったのですが、危惧しております。例えば乳製品等は、4月、5月で、38%から40%近く値上がっているという現状でございます。また、原油等を原料にしている燃料費は、22%程度ぐらい上がっています。魚類については、むしろ7%も下がっているのが現状でございます。そのような中で、各市町村は、工夫をして、同じ栄養素を保ちながら、給食の提供をしています。ただ、物価高等々に対応できない可能性も出てきておりますので、実際に、幾つかの市町村では値上げに踏み切り、幾つかの市町村について検討中という状況でございます。

 大和市についても、今後、そのような状況が続くときには、給食費の改正ということも視野に入れた形で考えているという状況でございます。

 食物アレルギーの関係ですが、今、田村委員がおっしゃいましたように、横浜市ではアレルギーの対応、信仰によるものがあり、アレルギー対策検討委員会を立ち上げ、マニュアルを作成したということは、承知

してございます。本市におきまして、この問題は、就学時健康診断のときに判明していますのは、350人、全体の1%配慮を要する児童、生徒がいる中では、大きな課題として直視しなければならないと認識しています。

鈴木 特にご意見とか、そういうのはありますか。

委員長

田村 前半の給食費の滞納問題ですが、マニュアルを配布したといっても、結果的には18年度と19年度の徴収率は変わっていないという実態ですね。滞納者の種類にもよるでしょうが、特に困窮していない一般家庭も含まれていると思います。市町村によっては、法的措置をとっているところもありますが、学校としては先生方が行っている集金作業も、保護者を相手にするということでは、難しい部分があると思われま

しかし、金額にして7~800万円の給食費の滞納というのは、非常に大きいと思いますので、やっぱり何か考えないといけない。払わないで、2年、3年住んでから、転居するケースにもなりかねませんので、私も頭を悩ませています。

アレルギーの問題についてもいろいろ検討していただいているようですが、本市の場合は、地場のものを使うようにしているようですので、その点は安心していますが、十分深く検討していただいて、将来的には値上げもやむを得ないという動きがあるかもしれません。なるべく早く取り組んでいただくよう、よろしく申し上げます。

中村 移行期間中の時間数につきましては、6月13日の省令をもとに、今月行われました小学校、中学校の各校長会におきまして周知したところでございます。特に、小学校1、2年生におきましては、2時間増ですので、次年度、来年から1時間増で検討していただきたいという意向を伝えてあります。

指導室長

さらに、中学校におきましては、1年生の数学、3年生の理科が来年度から1時間増となっておりますので、特に中学の場合ですと、この移行期間中の学習内容というのが、そのまま入試に直結するものですので、漏れがないようにということで周知したところです。

なお、2点目の外国語活動につきましては、今教育長からの一般質問のご報告の中でありましたように、ネイティブスピーカーによる支援が必要になります。段階的に導入していくことを検討しているところです。次年度、35時間のうちの17時間を小学校、そして2年目から35時間という形で、文科省が提示しています時間数を1年前倒しとし、そして、22年度におきましては、さらにその問題点の解決を行い、23年度の完全実施に備えていきたいと考えております。

田 村 わかりました。

委 員 現場の先生方は、英語教育を心配されていると思います。A.L.T だけ頼っている時代は、過ぎたと思いますので、5、6年生に、だれが英語を教えるのか、しかも会話的なものを重視していくとなると、5、6年生の担任の先生であるとするれば、大変な課題でありますし、この辺は、具体的な問題として考えていかなければと感じております。内容はどの程度のものにするのかなど、なるべく早い段階で決定しておくことが必要であると思います。

鈴 木 関連して、2点ほどお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長 さきほどの教育長のご発言の中で、「英語教育」とおっしゃらないで「外国語教育」という表現がありました。例えば本市の場合は、スペイン語系の方が大勢いらっしゃるわけで、スペイン語も、実際、国際語としてかなり重要な言葉になっております。英語圏以外の言語についても、部分的にでも取り入れてゆけば、外国圏の児童、あるいは父兄にもいろいろな場を与えることができるのではないかと思います。そういったことは可能なのかどうか、これが第1点でございます。

それから第2点は、授業時間数のことですが、例えば2学期制を実施しても、非常に顕著な授業時間数の増というのは、見られないという結果ではないかと思います。授業時間数を増やすということは、4時限で終わっていた、あるいは6時限で終わっていたところにもう1時限時間割を増やすというようなことでしか解決できないのかと思いますが、具体的に時間増というのは、どのように行っていくおつもりなのか、以上2点でございます。

山 根 教育長 この時間増は、基本的には、上乘せです。中学校の場合は、総合的な学習の時間が1時間減になりますので、それでほぼイコールになるということです。

中 村 指導室長 外国籍の児童は、本市におきましては、2.2%おります。その外国籍の子供たちのために、「楽しい学校」という副読本を、改訂しました。これを活用し、英語のみならず、特にクラスにスペイン圏の子どもたちが多い場合など、スペイン語でのあいさつや、生活、身の廻りの言葉に親しむようにしていきます。大和市独自の外国語活動ということ、今まさに視野に入れながら考えております。

長谷川 委員 まず1点目は、給食のことについて、議会でご答弁いただいた内容に対して、さらに意見を述べさせていただければと思います。

値上げということで、その方向に向かいつつあることは、否定できないところに来ているのかなと思っています。ただ、それぞれの子どもを持つ家庭は、給食費についての事情もわかるけれども、普段も毎日、主婦にしてみれば、限られたお財布の中から食材を選んでいるということで、この給食の現場と同じことをやっているように思えます。その意識がある中で、物価が何パーセント値上げだから、大和市の給食費も何パーセント値上げするという、数値的なもので値上げもなされるというふうに受け取られる恐れがあるのは、非常に残念であると思います。例えば、食材をほうれん草と小松菜を替えるなどの工夫をしているところを、決して値上げの布石を張るわけではないけれども、「給食だより」などで、徐々に知っていただくというのは、もし、万が一値上げになったときにもご理解が得られやすいのではないかと思います。

例えば、パンが今一般的に値上がりして、お米はそうでもないと思いますが、ご飯の給食の割合を増やせば、値上げがとどまるのではないかという、主婦の間でそのような会話がなされていると思いますので、問題を共有し合うという意味で、「給食だより」や、その他保健給食課のほうから保護者に対して、おたよりを出すという方法がよろしいのではないかと、提案と意見をさせていただきます。

もう1点、前段の教育長報告の感想を述べさせていただきます。

市P連協議会の総会に教育長が参加されて、特に今教育委員会のほうで、重要な施策として挙げている「いじめ問題」、それから「子育て」というキーワードを、直接アピールしてくださったということを伺って、以前は、例えば2学期制についてなど、意見がなかなか一致せず、問題提起をされるという今までの経緯がありましたが、このように施策の最初のころから、「一緒に手をとり合って問題を解決していきましょう」というスタンスで、教育長が参加くださったということは、PTAの一員としても、非常にありがたいことだと思っております。

奥原委員　　まず、6番目、水と緑の環境保護ポスターの表彰式について、今回は、表彰式のみならず、当日ごみ拾いなどもされたということで、私も水泳で表彰を頂いたときには、本当にきれいな服を着て、本当にきれいな部屋の中で、ちょこんと座って表彰をもらうというような、そういうイメージの表彰式ばかりだったのですが、表彰を頂くことによって、そのとき子どもたち、生徒・児童の「気持ち」というものも、環境保護に対して、普段よりもより高い意識を持って表彰式に臨んでいると思います。そういうところで、ごみ拾いや、普段の表彰式ではなく、ある意味、子どもたちの心を動かす工夫がなされていることが、とても素晴らしいと思いました。興味深く、聞かせていただきました。ほかにもさまざまな表彰式があります。では、スポーツの表彰式で、何をやってもらうか、「あいさつ運動」をするのかなど、いろいろ考えましたが、何かほかにプラス・アルファとして、行事なり行動を起こすというのは、ある意味画期的であると思いました。

ほかの表彰式においても、考えていっていただきたいと思いのので、意見として述べさせていただきました。

2点目ですが、5番目の小学校、中学校の運動会について、2学期制になり、秋の運動会が主流だったのが、今回は6月1日の場合は5校、春の運動会ということで開催されました。3学期制から2学期制になり、春の運動会となった学校は何校あって、または去年は春で、本年は秋になった学校があるのか、確認のためにお聞かせ願えませんでしょうか。

中 村 小学校におきましては、6月1日に行われました大野原小学校、これが1校増えております。実際、運動会だけ春にということは、なかなか難しいと思われます。同時期に修学旅行も計画しておりますので、そうすると、修学旅行の場合におきましては、1年前に宿泊所の契約等ありますので、現段階におきましては、中学校が3校、そして小学校が4校となっております。

鈴 木 すみません、最後に1点だけ。

委員長 教育長のご報告の中に、臨時で雇用されている職員を、正規の職員に変えていくというお話があったと思いますが、それは一般的なことなのか、支援教育など一定の分野に限られているのか、いかがでしょうか。

確かに、専任の雇用が増えていくということは大変望ましいと思えますが、教員の世界では、校長経験者については、定年後の職場を、あつせんするという慣行が行われているようですが、それ以外については、余りそういう実績がないと思われます。

65歳の定年になって、年金支給までの間を、希望すれば学校に残ることができるというしくみでも、それを補完するものではないのではないかと思います。例えば正規の教諭を雇っていくということは、増員しながら雇っていくという意味なのか、それとも、それを、特に定年者の臨時教員を減らして、正規の教員を増やしていくことなのか、お伺いします。

山 根 基本的には、必要な絶対数に正規の教員数が足りないという現状が、ここ毎年続いているわけです。そこを、臨時的任用職員を雇うのですが、本来は、正規の職員を増やしていくことであると思えます。

鈴 木 一遍に、今足りないからといって採ると、そこだけが構成上、膨らんでしまうという問題も同時にあると思えます。そういう意味では、多少セーブしながら、採用していくということも、必要なのではないかと思います。

山 根 全国的な傾向でして、非常勤も含めて、絶対数が足りない状況です。そういう中で大和市は、例年本当によく頑張っていて満たしていると思えます。

鈴木 ありがとうございます。
委員長 それでは、教育長の報告に対する質疑を終了いたしまして、議事に入ります。

議 事

鈴木 日程第1 議案第37号「大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

井上総務課長、細部説明をお願いいたします。

井上 今回、提案させていただきました規則の根拠となります地方公務員の育児休業等に関する法律が、昨年5月に改正されたところでございます。この改正法の趣旨でございますが、少子化対策の一環として、職員が長期間にわたり、公務においても仕事と育児が、両立可能となるようにするものでございます。

具体的には、条例で定めるところによりまして、子どもが小学校に就学する前までに、1週につき20時間あるいは25時間の範囲内で短時間の勤務を認めるという制度でございます。

また、条例につきましては、既に3月議会で、「大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」が、議決されておりまして、市職員を対象とする規則が、7月1日より施行ということでございます。このようなことから、教育委員会におきましても、学校給食調理員、これは独自に規則を定めるということになっておりますので、今回必要な改正を行うものでございます。

それでは、規則の内容についてご説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

まず、現行の規則につきましては、週休日、勤務を要しない日を、日曜日と土曜日に限定しております。今回の改正案につきましては、育児短時間勤務職員等について、月曜日から金曜日の間に週休日を設けることができるようになりました。また、後段の再任用短時間勤務職員ですが、昨年から市のOBを採用しているわけですが、これらについても、

今回、あわせて改正をお願いしております。規定の内容については同様となっております。

次に、第4項でございますが、現行につきましては、まず勤務時間については月曜日から金曜日までの8時間としております。今回の改正案で、育児短時間勤務職員等について、短時間での勤務を可能とするため、8時間という限定をしないで8時間を超えない範囲と、柔軟な範囲指定を設定したということでございます。再任用短時間勤務職員についても、同様の規定となっております。

続きまして、第5項ですが、改正前にあった規定について、条文の整理を行ったものでございます。施行日につきましては、市長部局と同様、今年度7月1日施行という予定でございます。

なお、その他資料といたしまして、現行の規則、また市長承認文書の写しの配付をさせていただいております。

鈴木委員長 それでは、特にご質問、ご意見などないようでございますから、質疑を終結いたしまして、これより議案第37号について採決いたします。

 本件の原案に対し、ご異議はございませんか。

 (異議なしの声)

鈴木委員長 異議なしということで、議案第37号は可決いたしました。

 続いて、日程第2 議案第38号「平成21年度使用小学校教科用図書採択方針について」を議題といたします。

 中村指導室長から細部説明をお願いいたします。

中村指導室長 今年度は、新しい教科書が検定を受けていない中での採択であることは、5月の定例会でお示したところでございます。しかし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行令第14条を受けての採択がえの年であるため、採択方針に沿ってさまざまな角度で検討を行い、採択することが必要であると考えております。

 採択方針としましては、神奈川県教育委員会の採択方針に基づき、大和市教科用図書採択検討委員会の報告を資料に採択することとします。今年度の採択方針は、通常の採択方針では、「4年間使用」とあるところを、「21年度以降2カ年使用」とします。2カ年に限定する理由

は、県の通達から、平成23年度から使用する教科用図書については、各教科書会社が、22年度に新学習指導要領に沿った教科書を出版する予定で、その中から採択をすることになっております。したがって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条2の、採択した教科書が発行されなくなった場合は、新たな教科書を、採択しなければならないことになっておりますので、通常は4年ですが、今回は2年になります。また、これを受けて、今年度の文部科学省より送付された小学校用教科書目録も、平成21年度から22年度使用となっておりますので、大和市教科用図書採択方針については、2カ年といたします。

鈴木 細部説明が終わりました。

委員長 新指導要領の実施を踏まえての措置であると、理解いたしました。
特に質問、ご意見等ございますか。

田村 意味はわかります。2年間、現行のものを使っていくということでしょうか。

中村 後ほど、その部分も含めて検討します。

指導室長

鈴木 新しい教科書は出ないけれども、採択委員も委嘱をして、その意見を十分尊重した上で決めよう、ということによろしいでしょうか。

ほかに何かご意見、ご質問ありますか。

(なしの声)

鈴木 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

委員長 これより、議案第38号について、採択をいたします。

本件の原案について、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

鈴木 異議なしということでございますので、議案第38号は可決いたしました。

続いて、関連がございますが、日程第3 議案第39号「平成21年度使用小学校教科用図書採択検討委員の委嘱について」を議題といたします。

中村指導室長、細部説明をお願いいたします。

中 村 大和市教科用図書採択方針を受けた本市にございます教科用図書採択
指導室長 検討委員会設置要綱では、教育委員会の代表者、校長の代表者、教育研
究会の代表者、教員の代表者、保護者の代表者、そして教育委員会が必
要と定める者に委員をお願いし、採択する教科書の検討をしていただく
ことになっております。

大和市教科用図書採択方針に基づいて検討をし、ふさわしい方々にお
願いし、名簿を作成いたしました。任期は、平成20年7月1日より平
成21年3月31日までになっております。

なお、静謐な環境での討議かつ公正確保の見地より、平成21年度使
用小学校教科用図書採択検討委員会委員名簿につきましては、採択終了
時まで、非公開であることをあわせてご承知願います。

参考資料といたしまして、大和市教科用図書採択検討委員会方針も提
示しておきました。

鈴 木 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いを
委員長 いたします。

長谷川委員。

長谷川 採択検討委員会というのは、継続する性質の委員会ではないので、確
委 員 認をさせていただきたいのですが、平成16年度の大和市教科用図書採
択検討委員会のとくと、再任されている方がいらっしゃいますでしょ
うか。

中 村 2名の方がいらっしゃいます。
指導室長

鈴 木 ほかにございますか。
委員長

(なしの声)

鈴 木 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。
委員長

これより議案第39号について、採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

鈴 木 異議なしということで、議案第39号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第4 議案第40号「平成21年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

中村指導室長、細部説明をお願いいたします。

中村指導室長 中学校教科用図書は、平成17年度に採択がえが行われ、平成18年度より現在のものが使用されています。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の1のとおり、同一の教科書を採択する期間は4年間であり、中学校については、平成21年度まで継続して同じ教科書が採択されることになっております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の中に、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするがありますように、平成21年度使用中学校教科用図書が、今年度と同一の教科用図書を採択していただくこととなりますので、平成21年度使用中学校教科用図書の採択をお願いいたします。

なお、今回21年度使用中学校教科用図書一覧表を用意しておきましたので、ご覧いただければと思います。

鈴木委員長 ありがとうございます。

鈴木委員長 まだ4年たっていない、4年目であるということで、特に問題がなければ今年度と同じ教科書を使うというご説明だと思えます。

ご意見、あるいは質問などございましたら、お願いをいたします。

(なしの声)

鈴木委員長 特にないようでございますので、これより議案第40号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

鈴木委員長 異議なしということで、議案第40号は可決をいたしました。

鈴木委員長 これで議事は終わりました。

その他

鈴木委員長 続きまして、その他に入ります。
各課で報告事項を順次報告していただきたいと思います。
大澤学校教育課長。

大澤学校教育課長 「指導力不足教員の取り扱いに関する要項及び指導力判定会設置要項の改正について」ということでご報告いたします。

神奈川県教育委員会では、平成12年9月に指導力不足教員等への指導の手引きを作成するとともに、平成14年2月には県立学校の教職員に対して、指導力不足教員の取り扱いに関する要綱を定めております。

県は、県立学校の対象教員ということで、県立総合教育センターでの研修を実施してきておりますが、その後、平成18年12月28日付で、県教育委員会から各市町村教育委員会に対して、指導力不足教員の対応について一層の取り組みをするよう通知がありました。

このことを受けまして、各市町村において「指導力不足教員の取り扱いに関する要綱」及び「指導力判定会設置要綱」を設けることになりまして、大和市においても平成19年3月1日より施行されております。

その後、国の動きといたしまして、平成19年6月に教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律が公布され、公立小学校等の教諭等の任免権者である県教育委員会は、児童・生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、指導改善研修を実施しなければならないと義務づけられました。

さらに、任免権者である県教育委員会は、指導改善研修修了時に研修を受けた教諭等の指導の改善の程度に関する認定を行わなければならないとなっております。

なお、この一部改正した法律の施行は、平成20年4月1日となっております。したがって、平成20年4月1日以前までは、市の指導力不足教員の取り扱いに関する要綱及び指導力判定会設置要綱が適用されておりました。今回、教育公務員特例法の一部改正が行われ、平成20年4月1日の施行となっておりますので、県教育委員会は、それに伴いまして、県の教育公務員特例法第25条の2、第5項及び第6項に規定する手続に関する規則、それから指導力認定検討会設置要綱等を定め

ました。

したがいまして、県の規則、要綱の制定に伴いまして、県費負担教職員につきましては、市町村教育委員会からの申し出に基づき、任免権者である県教育委員会が指導が不適切な教員の認定、認定後の研修、研修修了後の認定を行うことになりました。

以上のようなことから、本市にあります指導力不足教員の取り扱いに関する要綱及び指導力判定会設置要綱が必要なくなりましたので、廃止するものでございます。

なお、本市においては今後も指導が不適切な教員を生み出すことのないよう、教員の指導力向上を図るよう、日々取り組んでおります。

鈴木委員長 法律に基づいて、県の教育委員会で規則を定めたので、大和市の要綱等が必要なくなったというご説明かと理解します。

特にご質問等ありますでしょうか。

市で、採用した場合に、その人が、不適格者だったというときには、県の規則が適用されるのでしょうか。

大澤学校教育課長 基本的には、臨任非常勤については、県が任用しておりますので、県が、規則に基づいて判断することになります。

ただ、市単独で非常勤講師を雇っている場合には、市の学校教育課のほうの判断でやめていただくということになると考えられます。

鈴木委員長 特にその場合には、規則は定めなくてやっていく、ということでしょうか。

大澤学校教育課長 その部分についての規則については、現在のところ、定められておりません。

ほかに何かございますか。次に移ってよろしいですか。

(なしの声)

鈴木委員長 では、次をお願いいたします。

大澤学校教育課長 続きまして、「人事評価に関する苦情の取扱いに関する内規の一部改正について」を報告します。

課 長 その前に、人事評価に関してですが、神奈川県では平成15年度より教職員の人事評価システムを導入しております。その後、平成19年度において、県教育委員会は、教職員の人事評価システムの運用に関して公平性や公正の確保が必要であることから、人事評価に関する苦情の取り扱いに関する要綱及び人事評価に対する苦情対応要領を制定しております。これは、平成20年1月より施行されております。

 このことを受けまして、県内各市町村においても人事評価の苦情に関する取り組みが求められまして、本市においても人事評価に関する苦情の取り扱いに関する内規を定め、平成20年4月1日より施行しております。

 さて、平成20年度からは、神奈川県では一般教職員を対象として人事評価による新たな昇給制度における昇給区分の決定及び勤勉手当の成績率区分の決定が新たに導入されております。この新たな制度の導入に伴いまして、県教育委員会は、人事評価に関する苦情の取り扱いに関する要綱等の改正を行いまして、昇給区分や成績率の決定に関する苦情についても対応していくこととしております。

 したがいまして、県の要綱等の改正を受けまして、本市の内規についても苦情内容を追加するなど、一部を改正いたしました。今までは人事評価のみについての苦情内容でしたが、今年度からの昇給区分や成績率の決定に関する苦情ができることを追加したということです。

 それでは、新旧対照表で具体的に説明いたします。まず第2条の(1)において、今までは苦情内容というのは人事評価に関するものと規定されておりましたが、そこにイとウということで、成績率区分を決定するための最終評価及び成績率区分の決定と、ウのところ、昇給区分の決定に関する苦情内容を追加しております。

 続きまして、第3条、関連して第10条になりますが、第10条の審査結果においても、(3)、(4)として、昇給区分及び成績率区分に関する項目を追加しております。

 第14条の再評価結果の開示では、これも人事評価に関する再評価結果ということで、今まで規則が定められておりましたが、成績率区分に

かかわる最終評価の開示についても追加しております。

続きまして、第15条で、給与の補正について項目を新設しております。その後、15条の新設に伴いまして、条ずれが生じております。

なお、本内規は平成20年6月30日の施行としております。内規の改正に伴いまして、様式の変更もしております。

鈴木
委員長 これについては、付議事項ではありませんが、ぜひ教育委員会にもかけて、いろいろ説明してほしいという要望を出したこともございましたが、ご説明いただいてありがとうございました。

長谷川
委員 教育研究所所長について、新旧対照表でこの表記になっていますが、この改正理由を伺いたいのですが。

大澤
これが、正式な職名となるということで確認いたしました。

学校教育
課長

長谷川
委員 教育研究所所長、これは変わった訳ではなく、これを機に正式に変えたということですね。わかりました。

鈴木
委員 よろしいですか、次に移っていただいて。

(異議なしの声)

鈴木
委員 では、次をお願いします。

鈴木
委員 中村指導室長。

中村
指導室長 2学期制に関するアンケート結果について、お手元の資料に基づきご報告させていただきます。

今回のアンケートでは、目次に表記してありますように、13項目、1点目が、2学期制の利点を生かした教育課程を組む上で、重点した点、2点目が、19年度の教育課程編成に当たって大きく変えた事柄、3点目、19年度の時間数、4点目、長期休業前、長期休業当日、前期終業日、後期終業日の日課、特に時数について、5点目が、同内容における工夫していることや特色のある取り組み、6点目、行事の実施時期や内容、運営等で工夫している点、7点目、学びの連続性を生かすための取り組み、8点目が、個別面談、教育相談において工夫している点、9点目、秋休みについて、10点目が、今後2学期制の利点を生かし、

内容の充実を図りたい旨、11点目が、2学期制の成果、12点目が、2学期制に関して学校で課題となっていること、13点目が、2学期制についての児童・生徒、保護者、地域からの声という形でまとめさせていただいております。

2学期制の成果については、11ページに挙げてありますように、各学校の一番の成果として、7月、12月の授業にゆとりを持ち、じっくりと取り組むことができたことが挙げられています。このことは、長期休業前には3学期制のときとは異なり、かなり落ち着いて教育活動に取り組めたということを示していると思います。

このことと関連して、多くの学校が時数の増加により、授業、体験活動、教育相談が充実したと回答しています。特に個別面談、懇談や教育相談を通じて、保護者と話し合う時間が増え、学校と家庭との連携が強くなったことや、児童・生徒との信頼関係づくりにもつながっていることを評価したいと思います。

また、評価活動での成果も挙げられています。小学校では、長期休業中に成績処理をして、ゆとりを持って成績事務を行うことができる、中学校でも学期のスパンが長くなったことで、評価の累積を図ることができ、評価の充実にもつながったという回答があります。2学期制を導入することでゆとりが生まれ、児童・生徒のことをじっくりと見ることができるようになったことは、多忙化傾向が強まっている今だからこそ、大切なことであると考えています。

今後も、各学校において学びの連続性を意識して、学習指導計画並びに学習評価の一層の充実を図っていくようお願いしていきたいと思っております。

さらに、その他にあります教育課程の検討を通じ、今後の教育活動を考えるきっかけとなった、教育課程改善についての話し合いが深まった、教育課程の見直しや今の教育の流れなどを考える機会となっているなどの記述があるように、2学期制導入をきっかけにして教育課程そのものの見直しが始まったことや、教職員の意識改革が進んだことが最大の成果であると考えています。

今後は、学習指導要領の改訂により、小学校においては平成23年、中学校は平成24年までの間、移行の期間になっていますので、保護者や地域への説明を丁寧に行う中で、2学期制のメリットを最大限に生かし、さらなる魅力ある学校づくりの推進につなげていくことと考えています。

課題としてなんですが、2学期制では、ゆとりの中で確かな学びを身につけるよう、長い学習期間に即した学習指導や学習評価の充実が求められていますが、同時に個別面談でいかに家庭に学習成果や課題を明確に伝え、連携していくかという課題も浮かんできております。また、長期休業について、やはり学びの連続性をいかに保持するかという課題がうかがえます。年間のカリキュラムと結びつけながら、休業前の児童・生徒の課題の提示、休業中の学習生活支援の方法、休業後の学びの成果の扱い方などをどうしていくのか、さらに研究していく必要があると、考えております。

鈴木 何かご意見等がありますか。

委員長 奥原委員。

奥原 1点質問ですが、3ページ目の休み明けの時間数ですが、小学校で、後期始業日や、冬季休業前日のところで、3時間の学校もあれば、6時間や5時間という学校があったのを見て、小学生で3時間と6時間の差は大きいと思いました。これだけ学校が6時間、お弁当持ちで授業などを行うということであれば、2学期制に対して非常に積極的に時間数を増やすということが行われているのだなと、思ったのですが、1年間を通して時間数の差というのは、小学校、中学校、それぞれ学校はどのくらいあるものなのか、もしおわかりになれば教えていただけますか。

中村 大変申しわけありません。今の段階で資料がありませんので、のちほど報告させていただきます。

鈴木 ほかにはよろしいですか。

委員長 田村委員。

田村 この貴重なアンケートは、教員の意向を汲んで出していただいている

委員 と思います。この集計結果の活用、これはどのように考えていらっしゃると思いますか。

中村 指導室長 この集計結果の活用につきましては、校長会のほうに報告をいたしまして、さらなる改善等に利用させていただきたいと考えています。

鈴木 委員 ある方面から伺ったのですが、ある教員から、2学期制について、教員は3学期制と変わって、非常にやりにくくなっていると、先生方が一致してそういう意見だから何とかして戻したい、という話が出たというものです。

特に、中学校については、遠足や旅行といった文化事業が、春学期に集中してしまって、後期になると、勉強ばかりになるとか、あるいは高等学校でも2学期制をとるようになってきているけれども、入学試験のための成績が仮成績というような形になってしまうというようなこともあって、非常に困っているということだそうです。

また、教育委員会が、2学期制を強行したという話も聞きまして、私は大変それは心外であって、決して強行したわけではない。ここで何日も議論をして、そしてどうしても2学期制ではなく、3学期がいいという場合には、それでもいい、報告を出していただくということは義務化しましたが、3学期制をとるという選択をした学校は、やむを得ないとはしたはずです。

当時、学校もさまざまな意見をもっていましたけれども、3学期制をとるという学校はありませんでした。

ですから、私たちとしては、強行するというような意識があったわけではありません。今のご報告にもあったように、これを機会に慣行的にやっている行事のあり方などを、見直す機会とするだけでも意味があるのではないかということで、実施に踏み切っていただいたのではないかと認識しています。私としては、「戻すことが良い」とは思っておりませんが、ただ、アンケート全体を見ますと、最初から2学期制を是としたような質問で、例えば、「2学期の利点を生かして、教育課程を組む上で重視したのは何か」とかいったものです。それで最後に2学期制についての児童・生徒、保護者の意見を求めるというような構成になって

います。アンケート全体が、2学期制というものを大前提にした上で、行われている。教員の本音の意見をどこまで吸い上げているのかということについて、一定の疑問を持ちました。

例えば、運動会の開催時期についても、運動会を春に持っていくと、まだクラスの間関係もできていないであろうし、秋のほうがいいのではないかという意見もあって、そういったことも、我々は議論したと思います。その中では、まだ出合って間もない児童生徒同士が、むしろ、いろいろ練習したりする過程で、新しいクラスの間関係として、まとまっていくということもあるのではないかと、ということも話したのではないかと記憶しています。

ただ、ある方から伺った話では、運動会についても非常に無理があるのではないかとということでした。

学級対抗のリレーの例を挙げていらっしゃいましたが、ほとんど練習の時間が持てない状態で、本番をむかえて、リレー競技のやり直しが頻繁に起こったりしたということです。春に運動会を開催すると、準備がじっくりできないのではないかとのお話でした。

報告として受け止めていただければ幸いです。

山 根
教育長

いろいろな考えの方がおられることは、どこの場所に行ってもそうだと思いますが、ただ、2学期制については、当初からさまざまな議論があったと聞いております。そして、そういう中で、市として段階を踏んで、積み上げた結果として今実施しているということですので、多くの方は、3学期制で生活をしてきたのでしょうから、それが2学期制になったということで、保護者や地域の方の中にも理解が十分でないという方も、中にはおられるかもしれません。これから学校訪問も始まりますので、このアンケートも有効に生かせるような方向で進めていければよいと考えています。

田 村
委員

今の教育長の言葉に尽きますが、これが2学期、3学期の問題ではなく、授業時間数の確保にウェイトが置かれ、徐々に行事が簡素化されている傾向があると思います。

行事も当然大切であると思いますので、どう兼ね合いをしていくか、

今後の検討事項であると考えております。

鈴木委員長 私としては、見直すべきだとは、思っておりませんが、ただ、教育委員会と学校の間、あるいは保護者と学校の間で、この2学期制について、率直な意見交換ができているのかどうか、意見の活発な流通というものが、少し難しくなっているのではないかという気がしたものですから、あえてお話をさせていただきました。

ここで、30分、会議時間を延長します。

では、次をお願いいたします。伊藤教育研究所長。

伊藤教育研究所長 今年度開催いたします「第5回教育フォーラム」の内容についてご説明させていただきます。

日時は、7月26日土曜日、午後2時から4時30分まで、場所は勤労福祉会館3階のホールでございます。

本年度の教育フォーラムは、大和市学校教育基本計画の第2次実施計画を策定するに当たって、より多くの市民意見をいただき、それを計画に反映させるという目的で開催いたしますので、テーマを「『みずから成長する力』をはぐくむ学校教育」といたしました。これは、大和市学校教育基本計画の基本理念でございます。そして、サブテーマに本年度の教育フォーラムの目標を据えました。

内容でございますが、最初に教育長にあいさつをいただき、学校教育基本計画について、おさらい程度に簡単に説明をしようと思っております。そして、これまでの取り組み状況を振り返ってお知らせするという意味で、基本目標ごとに、重点施策を合計27設定しておりますが、それに対して取り組んできた内容を、大和市として評価できる観点から発表していただこうと思っております。学校の立場、保護者の立場、地域や行政の立場から幾つか事例を選んで、頑張っていることとして報告をしていただこうと思っております。

後半はグループワークといたしまして、本市の課題と今後取り組むべき重点課題について、グループで検討していこうと、思っています。

17年度の2回目に行った教育フォーラムのイメージです。グループの中で、最初に子どもの教育に関して自分が困っていることを出し合っ

いただいて、それを着手容易性、着手が簡単なのか、困難なのかという視点、それからそれを解決することが、教育的に効果が大きいのか、小さいのかという観点で分けまして、マトリックスをつくりまして出てきた課題を分離するということをします。そのシートが裏面にございますので、このようなものを模造紙に書いて、出てきた意見を付せんにして張りつけていく、そういう作業をしようと考えています。その付せんを張りつけた課題を出し合うグループワークの過程の中で、大和市としてどんな教育課題があるのか、その教育課題の解決に向けて具体的な実行策として、どんなことが可能なのかということが話し合われるように、グループの討議の進め方を考えていきたいと思っています。

最後に、全体会ということで、グループで話し合った結果を共有していきたいと思っています。比較的着手が容易で、教育効果が高いと思われるような課題解決方法といえますか、課題をグループごとに3つほど、挙げていただいて、それを発表するというので、全体で協力していきたいと思っています。細かいところにつきましては、今後また担当と詰めていきたいと思っています。

鈴木
委員長
長谷川
委員

長谷川委員。

1点質問させていただきたいと思います。

グループワークということで、この形式は以前のフォーラムにおいても、意識を持って参加していただいた方が意見を持ち寄って、非常に盛り上がったご意見を思い出します。このグループ分けの仕方というのは、全く無作為なのか、何か万遍なく、教育研究所のほうで、事前にグループを設定していただくのでしょうか。例えば地域で、北、中、南ですとか、もしくは年代など、グループ分けについての方向性があるようでしたら、教えてください。

伊藤
教育研究
所長

グループ分けにつきましては、平成17年度もそうでしたが、1つのグループの中に教員、地域の方、保護者の方、学校評議員の方が、できるだけ均等に割り振られるようにしていきたいと考えています。ただ、学校から事前にどのぐらいの方が参加されるのかをお知らせいただくの

ですが、必ずしも当日そのとおりとは限りませんので、あくまでも受け付け時点で割り振りをするつもりであります。

鈴木 委員長 では、次に移りたいと思います。

堀内 社会教育課長 堀内社会教育課長。

堀内 社会教育課長 大和市は、来年2月1日、市制50周年を迎えます。先駆け事業として、今年の9月28日、薪能を開催いたします。チラシの裏面のところに、内容が書いてありますので、後ほどご覧いただきたいと思いますが、6月15日にチケット販売を開始しました。今回、野村万作・萬斎親子ということで、大変有名な方が出られるということで好評で、10時からの指定席の販売でしたが、1時間足らずで完売したということでございます。また、自由席におきましても、当日の昼現在で、700～800枚を予定していましたが、残り100枚足らずで、もう午前中で売れてしまったという状況で、かなり人気がございます。あとは、この開催に当たっては、雨が降らないような形で実施できることを願うばかりでございます。

鈴木 委員長 経費はどのくらいかかるのでしょうか。

堀内 社会教育課長 総額で1,700万円ぐらいですが、市からの委託事業ということで1,400万円ほど委託事業として支出しています。

鈴木 委員長 次に移ってよろしいですか。

(異議なしの声)

鈴木 委員長 次は、小学校のプール開放です。

林 スポーツ課長 林スポーツ課長。

林 スポーツ課長 例年行っています「学校開放について」でございます。

林 スポーツ課長 今年度も、夏休み期間中、小学校の無料開放を行う予定であります。このプール開放に伴いまして、各小学校を委託業者であります東海体育指導株式会社の社員ともども、説明に各学校に訪問させていただく予定であります。

日程でございますが、次ページに記載してありますとおりでございます。

すが、7月2日につきましては、中部地区にあります西鶴間小から深見小まで、それから7月3日につきましては、北部の中央林間小から南林間小、それから4日につきましては、南部地区の引地台小学校から下福田小学校ということになります。

3ページほどめくっていただきますと、A4の横書きのお知らせという冊子がございます。まず、開放する日時でございますが、7月23日から8月17日までとなります。おおむね各学校とも12日間程度の開放となります。

続きまして、開放する時間でございますが、午前10時から11時45分、午後が1時から3時30分までの時間ということで、利用できる対象者につきましては、市内在住の3歳以上中学生以下の方々ということになります。

奥原委員 今回、小学校のプール開放ということですが、今使用できる中学校のプールを開放する方向はありますでしょうか。

林スポーツ課長 当然、中学校につきましてもプールはあるわけですから、開放していきたいと思いますが、今年度については小学校、スポーツセンターのプールもございます。そちらも開放・運用してまいりますので、まずそちらからと考えております。

鈴木委員長 では、小方生涯学習センター館長。

小方生涯学習センター館長 お手元のほうに、写真のついている資料をお配りしてあると思います。耐震補強工事につきましては、平成19年度、20年度の継続事業でございまして、平成20年3月19日から6月30日という予定で実施しました。予算現額は3,471万5,000円でございます。入札をしまして2,668万9,950円という金額で施工しております。

工事内容といたしましては、1階開口部のRC壁の新設、ホールの一部柱の補強工事、屋上の防水工事、これは、舞台の上の部分のところ。また、バトンの取りかえ工事も行いました。一部追加工事で床の改修も行っております。工事は無事終わりました。7月1日から供用開始

ができるようになっております。

写真でご説明しますが、西側につきまして、上の部分ではガラスの部分があって、中に階段が見えていると思いますが、その部分を全部コンクリートで壁にしました。

一番の下のところが、工事跡のホールの中がガラスだったところ、階段のところがコンクリートの壁になったという部分で、写真を撮ってございます。

南側につきましては、正面玄関向かってずっとガラスですが、工事では左右の両端、ここを壁にしましてガラスがなくなりまして、壁になりました。

東側につきましては、柱を3本、これは増し打ちをしました。上のほうが工事前の写真ですが、下に柱のところにパイプがあるのが見えると思います。そこが、増し打ちをして柱を太くした部分でございます。

北側につきましても、同じように柱3本を増し打ちしまして、柱を太くいたしました。ちょうど図面の中に入っている部分ですが、講習室です。これは、北館の、柱を太くした部分の内側から撮った写真でございます。

鈴木 ありがとうございます。

委員長 特にはありませんか。

(なしの声)

鈴木 では、次へ移りたいと思います。

委員長 小方生涯学習センター館長、お願いいたします。

小方 「夏休み体験講座」について報告いたします。

生涯学習 目的といたしまして、夏休みという機会を生かして、小学生に地域人材の知識や技術を紹介するとともに、体験をしていただき、講習を通じてよりよい学習に発展するよう支援をしている事業でございます。

日時でございますが、渋谷小学校、7月25日金曜日、9時から12時半、中央林間小学校、7月30日木曜日、9時から12時半、対象は小学校1年生から6年生あるいは保護者、学校職員の人を対象としております。講師につきましては、ねっとわあくボランティア講師が行いま

す。

講座の分野でございますが、ちぎり絵、これは2校とも行います。ネイチャーゲームでございますが、これは変更がございまして、渋谷小、中央林間小とも行わないということになりました。薫香、これは2校で行います。インテリアコーディネート、2校で行います。卓球も2校で行います。着付けにつきましては2校で行います。戦争語り部のところで、変更がございまして、渋谷小が取りやめで、調整中の中央林間小が行います。編み物は2校で行います。珠算も2校で行います。星についても2校で行います。英語についても同様です。書道につきましては、中央林間小が行います。パソコンについては、2校で行います。合計で渋谷小が10講座、中央林間小が12講座でございます。

これは、昨年も同じ学校で体験講座をやっております。大分盛況でございますが、昨年の実績では、渋谷小につきましては122名の参加がございました。中央林間小では147名の参加がございました。

奥原委員 2点ほど質問ですが、ねっとわあくボランティア講師は、どのような登録方法で、どのような方が、対象なのでしょうか。

また、会場となる小学校が昨年度と一緒ということですが、今後は、増やしていきたいなど、または、違う学校に移すという予定・考えをお持ちなのかどうか、お聞きしたいのですが。

小方生涯学習センター館長 ねっとわあくボランティア講師は、生涯学習部のほうにねっとわあくボランティア登録制度がございまして、皆さんにもお配りしている「大和市生涯学習のガイドブック」にも書かれております。ここで講師をしたいという方、あるいは知識、技術、いろいろな経験を持っている方を登録させていただきまして、学びたい方に対して私どものほうで仲介をしたり、あるいは場所を提供したり、中身によっては支援をし、知識のある方が学びたい方を教え、また教わった方たちが、ボランティア講師になれるように、サイクルのような形の制度に積極的に取り組んでおります。登録されている「ねっとわあくボランティア講師の会」がございまして、学校との共催事業で行っております。

今後、もっと広げていく考えがあるかということですが、アンケート

などにおいても評判よろしいようですので、拡大をしてきたいと思っています。ただ、講師のほうが若干不足している面がございますので、もう少し私どもも、PRしていきたいということと、学校との共催ということですので、その協力も含めまして、PRを進めていきたいと考えています。

鈴木委員長 スポーツは、対象にはならないのでしょうか。あと、講義の内容の決め方はどのようになっているのでしょうか。

小方生涯学習センター館長 講義の中身については、学校ともいろいろ協議をして決めさせてもらっています。登録されている講師ができるかできないかという問題もありますが、スポーツに関しては、ここには卓球も入っておりますので、まったくない訳ではありません。スポーツ課、体育協会などと連携があれば、スポーツ分野も多くなると考えます。

鈴木委員長 次に移ってよろしいですか。

阿部青少年センター館長 阿部青少年センター館長、お願いします。

阿部青少年センター館長 お手元の「第22回親子ナイトウォークラリー開催概要」をご覧くださいと思います。

阿部青少年センター館長 この事業につきましては、青少年指導員連絡協議会に委託して実施いたします。

目的は、親子で郷土大和の史跡・名所を歩き、郷土愛を深めながら、チームワーク、注意力、決断力を養い、親子のふれあいを深めることにより青少年健全育成を図ることを目的としています。

参加対象者は、18歳未満の子供とその保護者を含むチームでございます。

今年度は7月19日に開催いたします。

内容につきましては、約4キロの「みずべーコース」、約6キロの「こころんコース」、約9キロの「もっくコース」の3コースで、それぞれ10カ所のチェックポイントを通過し、チームで協力し合い、問題を解きながら歩いてゴールに達します。スタートは、みずべー、こころんコースが渋谷小学校、もっくコースは桜ヶ丘にあります富士見橋公園でございます。

参加組数は、約4キロのみずべーコースは60組、約6キロのころんコース、50組、約9キロのもっくコース、40組を予定してございます。

各コースの全チーム、ゴール後表彰式を行いまして、その表彰式を午後9時15分に終了する予定でございます。

鈴木 何かございますか。

委員長 奥原委員。

奥原 昨年度は、たしかゴールが秘密であったというご報告を受けていますが、今回は渋谷小学校と書かれていて、昨年秘密だったことによってどのような反応があったのか、というご報告と、表彰式までの間に早くゴールをしてしまったご家族などに対して、昨年の報告で、映像を流したり、豚汁を振る舞ったり、またアイスの寄附があったりというお話がありました。本年はいかががでしょうか。

阿部 ゴールにつきましては、今年度も参加者の方には伝えておりません。この地図を探りながら、どこにゴールするのかということで、いろいろな参加者に興味をそそるような設定をしておりますので、参加者もどこにゴールするのかというのはわかりませんので、その辺が、楽しみであるのかなと思っています。

ゴール後ですが、昨年同様豚汁を用意し、あるいは子ども会、母親クラブ連絡協議会、こういった団体でゲームを行ったり、あるいはクイズ、あるいはお絵かきうちわというようなものをつくりながら、時間を過ごしていただくということを考えております。

鈴木 よろしいでしょうか。

委員長 (なしの声)

鈴木 ほかに何か、事務局のほうからございますでしょうか。

委員長のほうからは何かございますか。

(なしの声)

閉 会

鈴木 ないようでございますので、7月定例会の日程をお知らせして終わりに
委員長 したいと思います。

7月の定例会は、7月24日木曜日、午前10時からを予定しております。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて教育委員会6月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後 0時12分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成20年6月26日

署名委員

署名委員

書 記